

学校の働き方改革推進に向けた有識者会議設置要綱

8 教人勤第 47 号
令和 8 年 4 月 2 3 日

(設置の目的)

第 1 都教育委員会は、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和 6 年 3 月に策定し、東京都公立学校（以下、「学校」という。）における働き方改革を推進しており、この間、学校の教員の時間外勤務は改善傾向にあるが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。

そこで、学校における働き方改革を更に推進していくため、有識者から意見を聴取することで、新たな視点を加えた上で、都教育委員会として取組の方向性を検討していく必要がある。そのため、「学校の働き方改革推進に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 有識者会議は、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 都教育委員会のこれまでの働き方改革に関する取組を踏まえた課題に関すること。
- (2) 学校及び都教育委員会における時間外勤務の縮減に向けた仕事の進め方に関すること。
- (3) 学校における働き方改革の推進に向けた、組織や人事のあり方に関すること。
- (4) 学校における DX の推進や AI 等の活用に関すること。
- (5) 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の改定に関すること。
- (6) その他、有識者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 有識者会議は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

2 有識者会議は、意見を聴くために委員以外の構成員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 有識者会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 有識者会議は、教育長が招集する。

(公開)

- 第7 有識者会議は、原則として公開で行う。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 2 有識者会議の資料及び議事要旨については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(謝金)

第8 出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、講師等謝金支払基準(東京都教職員研修センター)に基づき決定する。

(事務局)

第9 有識者会議の事務局は、東京都教育庁人事部勤労課とする。

(その他)

第10 この要綱で定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。